

3 基本理念と目標

本ビジョンは、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、基本理念や方向性を共有するためのものです。

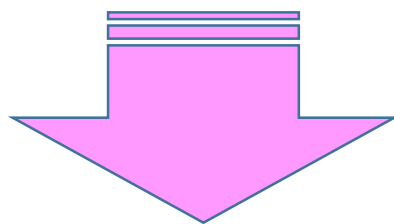
基本理念については、2018（平成 30）年に当初の「福島区地域福祉ビジョン」で掲げた、基本理念を堅持していきます。

また、基本理念を達成するための基本となる目標を設定し、区役所（保健福祉センター）は、その目標へのアプローチとなる方向性に従って施策の取組を進め、地域福祉の担い手や団体、関係機関等の取組を支援していきます。

（１）基本理念とその考え方

《めざすべき将来像》

- ・だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり（大阪市地域福祉基本計画）
- ・お子さんからお年寄りまで、これからも住み続けたいまち 福島区 ～人と人とがつながる安全・安心なまちづくり～（福島区将来ビジョン）



基 本 理 念

人と人とが互いに認め、支え合い、安全に安心して
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

基本理念の考え方

● 人権尊重

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点も踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

● 住民主体

福島区のさまざまな課題を解決していくためには、行政サービスなど公的な制度、いわゆる「公助」だけでなく、住民同士の助け合い、支え合いによる「共助」をうまくつなぎ合わせ、一体となって進めていくことが重要です。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるができる地域をめざします。

● 共生

地域にはさまざまな考えを持つ人たちが暮らしており、一部の人たちには障がい児・障がい者や高齢者に対する偏見がまだ残っています。排除され、孤立しているような人びとには、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような支援が必要です。

誰もが支援の「受け手」であり、また、支援の「担い手」であるということの理解と、社会的な役割の提供が必要です。

社会的援護を必要としている人びとを排除することなく、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

● 多様な主体の協働

地域福祉を推進するには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が共に地域を担う主体として協働しあう社会をつくっていくことが必要です。

住民、区社会福祉協議会、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いに認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組の拡大をめざします。

(2) めざしていきたいこれからの地域福祉

これからの地域福祉について、以下の5つの視点から考えます。

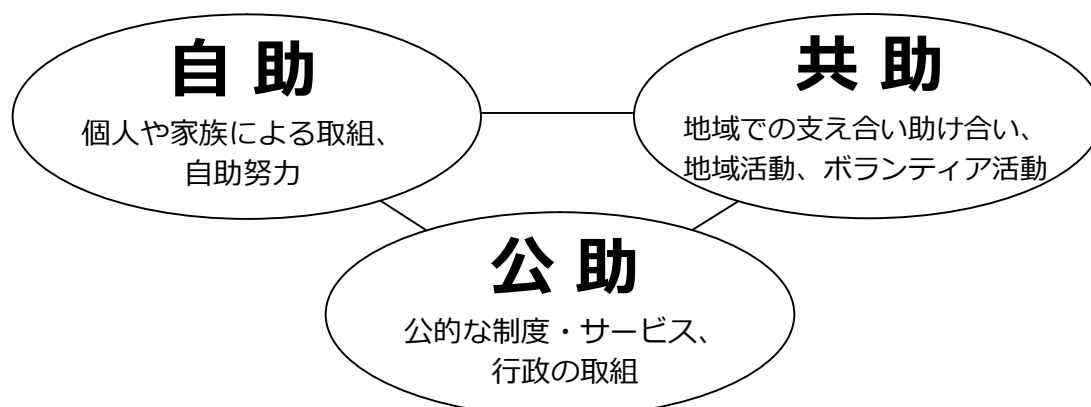
«自助・共助・公助»

地域の住民がともに支え合い、助け合いながら、安心して豊かな暮らしを送るためには、「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し実践していくことが大切です。

- 自助（じじょ）
住民一人ひとりが自分自身で、また家族で協力して、生活課題を解決すること。
- 共助（きょうじょ）
地域の住民同士が協力して、また地域団体やボランティアグループ、NPO、福祉の関係機関等、さまざまな組織と協働して、福祉課題の解決に取り組むこと。
- 公助（こうじょ）
行政や公的機関が、公的な制度やサービスを活用して課題解決に取り組むこと。

複雑化・多様化する住民ニーズに対応し、さまざまな生活課題の解決を図るためには、「自助」や「共助」の重要度がますます高まっています。一方で、「公助」として、行政は公的な福祉サービスの整備等、責任をもってセーフティネットを構築していく必要があります。

そして「自助」「共助」「公助」が相互に補完し、バランスをとりながら、一体となって地域福祉を推進していくことが重要です。



「さまざまな形態で」

多様な個人や地域団体、企業やNPO・ボランティア団体等の組織が、区域や小中学校区域だけでなく、互いの強みを活かした協同・協働により、そのエリアや多様化するニーズに合った支援ができる環境づくりが大切です。

- 地域住民の参加と協働
- 地域住民の主体形成
- 福祉教育、ボランティア活動体験
- 地域福祉の推進を担う組織、人材の育成
- ネットワーク構築の支援

「暮らしを支える」

身近な地域で、高齢者・障がい者・子ども・外国人住民・生活困窮者等、生活課題を抱える人たちに気づき、見守ることや総合相談等を通じ、一人ひとりの生活を支える仕組みづくりが大切です。

「暮らしを心豊かに」

これまでの人間関係や社会との「関係性」を重視し、その関係性を維持または構築するために、生活の場（地域）で交流やサービス利用ができることが大切です。

そして、これからは「一方通行的に支える・支えられる関係性」ではなく、お互いに支え合うよう支援することも必要です。

「誰一人取り残さない」

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

自分らしく安心して暮らし続けられる地域をめざすことは、SDGsの達成への貢献につながります。



(3) ビジョンの基本目標

本ビジョンでは、誰もが住み慣れたまちで、安全に安心して暮らし続けられることを実現するにあたり、以下の2つの目標を掲げます。この2つの基本目標に沿って多様な主体の連携・協働により、さまざまな取組を推進します。

また、その取組の中で福島区の現状や課題を踏まえ、特に重点を置いて進めていくものについては、「4 取組の方向性（31 ページ～69 ページ）」の主な取組の中で**重点取組**と表示しています。

基本目標 1 「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

“安心して暮らせるまち”であるためには、必要なときに、必要な支援がすばやく的確に得られるということが重要です。そのためには、住民の福祉ニーズを受け止め、対応できる仕組みや、住民が相談しやすい環境づくりを考えなければいけません。

福島区内でも、昔からのまち並みが残り、高齢化率の高い地域や単身世帯の多い地域、高層マンションがある地域、子育て世帯が多い地域等、地域の特性はさまざまです。地域の生活課題にも違いが見られることから、より身近なところで住民の福祉ニーズを受け止めるための仕組みづくりが必要となります。

また、複雑化・多様化する生活課題に対応するためには、早期に課題を発見し、総合的に対応することが必要です。そこで、地域や関係機関、団体等と連携し、身近なところでの気軽な相談窓口から専門的な相談支援窓口まで、幅広い相談支援体制の充実を図ってきました。

制度の狭間にある課題を持つ人や、自らSOSを発信することが困難な人を含め支援を必要とするすべての人の課題を受け止め、適切に支援できる体制づくりを進めていきます。

基本目標 2 住民同士がお互いに気にかけて、つながり、支え合える地域づくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。ひとくちに「地域」といっても、その範囲はさまざまですが、日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏（小学校区・連合振興町会あるいは町会・自治会単位程度）での地域のあり方が大変重要になります。

近年は近隣関係の希薄化が進み、かつてのような住民同士の関わりがあまりないような地域も増えていますが、日常生活圏での人びとのつながりや支え合いが、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。たとえば、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者

を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、こどもを怒鳴る親の
声は何日も繰り返されており、虐待が心配される」等は、近隣の住民同士がお互いにつな
がり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。

さらに、災害等いざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待
っているか」等の重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そこで、住民同士がお互いに存在を認め合い、気をかけ、つながり、支え合うことで、
誰もが地域で孤立せず、安心していきいきと暮らせるような「地域」づくりを進めます。

基本理念

人と人との互いに認め、支え合い、安全に安心して
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

基本理念の考え方

人権尊重

住民主体

共生

多様な主体
の協働

福島区の未来

基本目標1

「多様化する福祉ニーズ」を
受け止め、適切に対応できる
体制づくり

一体的に
取り組む

基本目標2

住民同士がお互いに気かけ、
つながり、支え合うことができる
地域づくり

行政

地域団体

関係機関

NPO

住民

現在

【基本目標１】

「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、
適切に対応できる体制づくり

施策の方向性

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (１) 身近な場所での相談体制の連携強化 | (31ページ) |
| (２) 高齢者支援体制の推進 | (34ページ) |
| (３) 障がい者への相談支援体制の強化 | (39ページ) |
| (４) 子育ての相談支援体制の充実と連携強化 | (41ページ) |
| (５) 複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実 | (45ページ) |
| (６) 虐待防止と権利擁護の取組 | (49ページ) |
| (７) 「健康寿命の延伸」をめざした取組の推進 | (52ページ) |
| (８) 情報提供と発信の充実 | (54ページ) |

【基本目標２】

住民同士がお互いに気かけ、つながり、
支え合うことができる地域づくり

施策の方向性

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (１) 地域でのつながりづくりと住民の参加促進 | (56ページ) |
| (２) 地域における見守り活動の充実 | (59ページ) |
| (３) 障がいのある人や認知症の人と共生する地域づくり | (61ページ) |
| (４) 災害時等における要援護者への支援 | (63ページ) |
| (５) 地域を支える人材づくり | (66ページ) |
| (６) 福祉教育の推進 | (68ページ) |

4 取組の方向性

【基本目標 1】「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

(1) 身近な場所での相談体制の連携強化

現状と課題

課題や悩みを抱えた人を早期に支援につなぐために、住民の身近なところで気軽に相談できる体制として、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター（子育て支援室・保健活動担当）や生活あんしん相談窓口のほか、より身近な各地域にみんなの相談室を設置し、民生委員・児童委員及び主任児童委員や地域活動協議会等の福祉活動団体との連携を図って取り組んできましたが、「令和 4 年度大阪市高齢者実態調査」（以下「高齢者実態調査」という。）では地域包括支援センター等を 50% 近くの高齢者が知らなかったり、「令和 4 年度大阪市障がい者等基礎調査」（以下「障がい者等基礎調査」という。）では 6.5% が相談相手がいないなど、「どこに相談したらいいかわからない人」や「相談したことがない人」が多いことが推測できます。また、相談内容についても、複雑化・複合化（※）する傾向にあり、相談支援機関単独では対応が難しく、相談支援機関相互の連携が重要になっています。

近年、セキュリティが高いマンションや少人数・単身世帯が増加し、町会加入率の低下など地域とのつながりが希薄化しているなか、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立しないよう、既存の相談窓口に加え、アウトリーチによる相談対応も有効な手段となっています。

（※）1 つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050 世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

取組の方向性

福島区の様々な身近にある相談窓口を知ってもらい気軽に相談できるよう工夫するとともに、相談窓口や専門支援機関、地域福祉活動団体等との連携を強化することで多様化する相談ニーズに対応し、住民の様々な生活課題の早期発見・早期対応に努め、適切な支援につないでいきます。

主な取組

【1. みんなの相談室】

住民に身近な相談窓口として、各地域のコミュニティセンター・福祉センターに「みんなの相談室」を設け地域福祉コーディネーターを配置し、子育てや介護など様々な住民の困りごとや地域福祉活動への参加などの相談を受け専門支援機関につなぐなど、地域のつなぎ役を担っています。

みんなの相談室活動状況

	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
相談受付件数	813 件	685 件
その他の活動件数	5,978 件	6,556 件

【2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携】

民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて関係機関と連携し、専門的な相談窓口へつなぐなどの活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結び付ける入り口となるような活動として、子育てサロンなどの活動にも取り組むとともに、地域福祉活動団体や相談支援機関と連携を図っています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員 活動状況

※民生委員・児童委員数及び主任児童委員 94 人（定数 97 人）2024（令和6）年4月1日現在

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
相談・支援件数	2,163 件	2,024 件	2,238 件

【3. 専門的な相談窓口】

高齢者に関しては地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）、障がい者に関しては障がい者基幹相談支援センター、子どもに関しては保健福祉センター内のこども家庭センター（子育て支援室・保健活動担当）、生活困窮者に関しては生活あんしん相談窓口において、それぞれ相談を受け付けるとともに、複雑化・複合化する相談に対してはそれぞれの支援機関が連携し、適切な支援につなげていきます。

【4. 出張相談窓口】重点取組

つながりが希薄化している中、少しでも相談しやすいよう、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、保健福祉センターなど関係機関が連携し、区役所で出張相談を行うとともに、地域包括支援センターは、地域・マンション集会室などに出向き身近な場所での相

談会を開催していきます。特に福島区で増加するマンション内の住民に対しては、管理組合などを通じ積極的に働きかけを行っていきます。

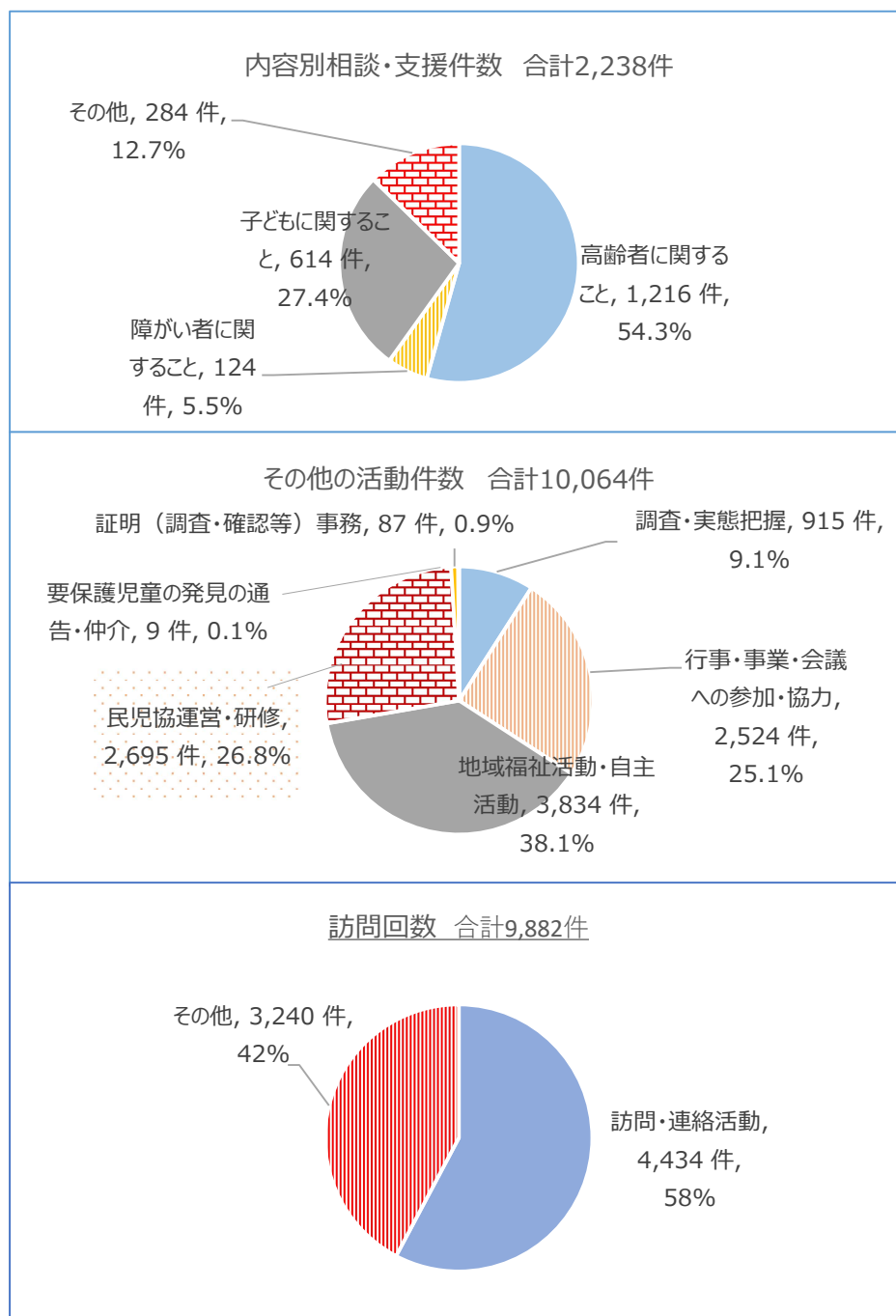
■ 民生委員・児童委員及び主任児童委員

福島区の民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域の身近な相談相手として、見守りや友愛訪問をはじめ様々な活動を行っています。

また、民生委員等で構成される福島区民生委員児童委員協議会は区内の保育施設への遊具の贈呈を行うほか、「ふくふくまつり」の開催や区民まつりでの出展により周知活動を行っています。

■ 2023（令和 5）年度の活動状況

提供：大阪市福島区民生委員児童委員協議会



(2) 高齢者支援体制の推進

現状と課題

介護が必要になっても、認知症になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・介護予防・自立した日常生活支援が一体的に提供される支援体制(地域包括ケアシステム)の推進に取り組んできました。福島区では、地域包括支援センターが支援の中核的な役割を担いつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会や訪問看護事業者連絡会などの地域の多職種が地域ケア会議や高齢者支援会議等を通じ連携を深め、高齢者支援や地域課題の把握を行ってきました。また、認知症への取組としては、本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪とした取組を認知症初期集中支援チーム（あいあいオレンジチーム）や介護予防事業などにより進めてきたところです。

近年、福島区は大型マンション等の建設が進み人口が増加し、高齢者（65 歳以上）の人口も 2020（令和 2）年 14,675 人から 2024（令和 6）年 15,087 人と増加しており、高齢者支援においては、意思決定能力が低下するなどの支援が困難なケースが増えているほか、増加傾向にある認知症高齢者に対する家族などの支援者や地域住民の認知症への十分な理解と適切な対応が非常に重要になります。

今後、2040（令和 22）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、要介護認定者や認知症高齢者の一層の増加が見込まれ、区内における高齢者支援体制の推進と連携強化がますます重要となっています。

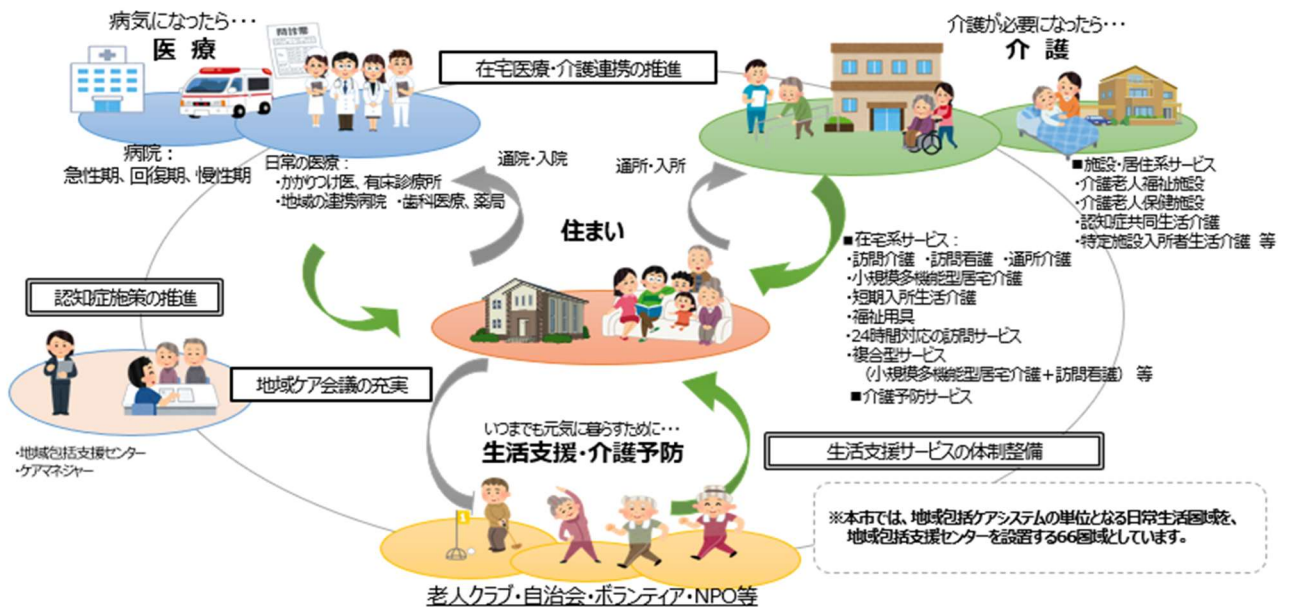
取組の方向性

地域包括支援センターを中核に多様な相談支援機関や地域等とのネットワークを推進し顔の見える関係と連携を強化することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう、高齢者や家族等に対して住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等幅広く相談支援を進めていきます。

また、高齢者が可能な限り健康を維持して要介護（要支援）状態にならないように介護予防や健康づくりに取り組むとともに、社会参加や生きがいづくりを促進していきます。さらに、要介護（要支援）状態になった場合においても、要介護状態の軽減や重度化防止の支援を行うなど、一層幅広い取組を連携して進めていきます。

地域包括ケアシステム

(参考図)



出典：厚生労働省の資料を大阪市が一部改編

主な取組

【1. 地域包括支援センター・ブランチ】重点取組

地域包括支援センターを1か所、地域包括支援センターと連携したより身近な総合相談窓口（ブランチ）を2か所設け、専門職が、介護、福祉、医療などに関して、相談に応じたり、高齢者を支える地域づくり、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するための支援を行っています。

また、地域包括ケアの中核を担う機関として、介護保険制度における包括的支援事業である

【2. 地域ケア会議の推進】、【3. 生活支援体制整備事業】、【4. 在宅医療・介護連携】、【5. 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員】を関係機関と連携して取り組むことで切れ目のない支援に取り組んでいます。

延べ相談件数

(担当地域)	福島区地域包括支援センター (福島区全域)	下福島ブランチ (上福島、福島、玉川、野田)	野田ブランチ (吉野、新家、大開)
2021 (令和3) 年度	5,529 件	796 件	2,256 件
2022 (令和4) 年度	7,497 件	872 件	2,265 件
2023 (令和5) 年度	8,741 件	752 件	1,694 件

【2. 地域ケア会議の推進】

地域包括支援センターは、個別ケース検討のための地域ケア会議と、高齢者の自立支援・重度化防止等のため医師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種が参加して個別支援方法を検討する地域ケア会議（自立支援型ケアマネジメント会議）を開催し、また、こうしたケース検討から見えてきた課題を課題抽出会議でまとめます。まとめた課題は関係機関と共有することで、今後の取組にいかすとともに、市地域ケア推進会議に報告し政策形成につなげていきます。

地域ケア会議開催状況

	個別ケース検討会議	自立支援型ケアマネジメント会議	課題抽出会議
2021（令和3）年度	9回	13回	2回
2022（令和4）年度	11回	13回	1回
2023（令和5）年度	5回	13回	1回

【3. 生活支援体制整備事業】

高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できる生活支援体制の整備を図るため、介護保険法の事業として、区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の支援ニーズや地域資源の把握を行い、「福島区シニアのための暮らしお役立ち情報ガイド」の発行や、地域の関係機関との協力による高齢者の社会参加や介護予防推進の仕組みづくり、生活支援サービス整備に向けた検討を行うとともに、高齢者支援会議（協議体会議）を開催し、課題の共有や連携強化により地域資源開発の進め方等について意見交換を行い、ネットワークを構築していきます。

高齢者支援会議（協議体会議）開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
4回	19団体

【4. 在宅医療・介護連携】

切れ目のない在宅医療と介護の提供のため、区役所は、地域の医療・介護関係者等が参画する会議（地域包括ケアシステム推進会議）を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題を抽出して対応策を検討するなど在宅医療・介護連携の推進を図っていきます。

また、「在宅医療・介護連携相談支援室」は、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図り、在宅医療・介護サービス提供を推進していきます。

在宅医療・介護連携に関連する区民向け講座

	テーマ	参加人数
2023（令和5）年度	最期まで自分らしく生きるために人生会議をはじめましょう	25名

【5. 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員】

地域包括支援センターに、認知症初期集中支援チーム「あいあいオレンジチーム」と認知症地域支援推進員（専門職）を配置し、認知症の初期集中支援などを行っています。「あいあいオレンジチーム」は、専門医を加えた支援ケースの検討（チーム員会議）を行い早期診断、早期対応につなげます。また認知症地域支援推進員（専門職）は、「あいあいオレンジチーム」と連携し若年性認知症を含む認知症の人や家族に対する相談・支援や、支援困難事例への対応や認知症カフェの側面支援等を行っています。

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員活動状況

	対応ケース	チーム員会議	認知症カフェの側面支援
2021（令和3）年度	41件	12回	35回
2022（令和4）年度	42件	12回	56回
2023（令和5）年度	32件	12回	44回

【6. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

区社会福祉協議会に設置した見守り相談室は、区役所と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守り活動につなげるなどの支援を行うほか、孤立世帯等へ働きかけ（アウトリーチ）を行い専門的なノウハウをもって支援につなげる対応や、「見守りシール」等の配布及び位置情報検索機器の貸与などにより認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に取り組んでいます。

要援護者名簿

2024（令和6）年6月1日現在	2,150名
------------------	--------

認知症高齢者等行方不明時の早期発見（2023（令和5）年度）

メール登録者数	行方不明者数	行方不明者発見件数
16名	1名	1名

【7. 介護予防・健康づくり】

保健福祉センターは、フレイル（※）予防などの介護予防に関する知識を身につけ自ら介護予防を実践する「知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）」などの健康講座や各地域等で「健康寿命を延ばそう」などの出前講座を実施するほか、住民主体の百歳体操を支援していきます。

また区社会福祉協議会は、各地域のコミュニティセンター、福祉センターで地域の方々と交流しながら要支援、要介護状態になることをできるだけ予防するための専門家による「転ばないからだづくりの方法」や「栄養・お口の手入れ」、「認知症予防」について学習する介護予防教室（なにわ元気塾）を開催していきます。

さらに市社会福祉協議会は、外出の機会の増加、社会参加の推進、社会的役割をもつことによる生きがいづくりや介護予防につなげるため、65 歳以上の高齢者が福祉施設等での活動に対し換金できるポイントを付与する介護予防ポイント事業の利用を促進していきます。

介護予防教室（なにわ元気塾）

	開催回数	参加人数（延べ）
2021（令和3）年度	148 回	1,150 人
2022（令和4）年度	168 回	1,854 人
2023（令和5）年度	168 回	1,930 人

（※）「フレイル」とは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が衰える状態で、健常な状態と要介護状態（日常生活にサポートが必要な状態）の中間の虚弱な状態のこと。

【8. 老人福祉センター】

老人福祉センター（きらめきセンター）は、60 歳以上の高齢者を対象に、生活相談のほか、各種教養講座や健康・体力づくり講座、趣味、生きがいづくり、レクリエーションなどの機会を設けています。また、同好会・サークル活動や老人クラブ活動を支援することにより高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進していきます。

老人福祉センター

	利用人数	講座・行事開催数	同好会・サークル開催数
2021（令和3）年度	13,982 人	286 回	480 回
2022（令和4）年度	19,581 人	187 回	337 回
2023（令和5）年度	20,874 人	269 回	557 回

(3) 障がい者への相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくためには、障がいのある人すべてがそれぞれの状況やニーズに応じて必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

障がい者基幹相談支援センターでは、障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援してきました。福島区では、身体障がい者手帳の所持者数は微減しているものの、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、障がい福祉サービス・障がい児通所支援受給者数も年々増加している状況です。また、障がい者等基礎調査では6.5%の障がい者が普段相談する相手がいないと回答しており、相談支援の必要性が高まる中、相談支援機関の周知と適切に相談支援へつなぐことが重要となっています。

さらに、自らの意思を決定することに困難を抱える人や障がいに気づいていない人、障がいを認めることに抵抗がある人、複合的な課題を抱えている人など、対応が難しいケースもあることから、支援が必要な人を把握し適切なサービス利用につなげるため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

取組の方向性

障がい者基幹相談支援センターが中核となり、保健福祉センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人やその家族が適切な支援を受けることができるよう相談支援体制と関係機関の連携の強化を図っていきます。

主な取組

【1. 障がい者基幹相談支援センター】重点取組

障がい者福祉にかかる相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、様々な福祉サービスの活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援していきます。

また、専門的な知識を有する職員を配置し、支援困難ケースへの対応や地域の人材育成、支援体制強化に取り組んでいきます。

さらに、計画相談支援に係る指定特定相談支援事業所の選定（調整）や、区内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者に対する情報提供や専門的な助言等の後方支援を行っています。

延べ相談件数

2021（令和3）年度	593 件
2022（令和4）年度	666 件
2023（令和5）年度	699 件

【2. 地域自立支援協議会】

保健福祉センターと障がい者基幹相談支援センターが連携し、企画・運営する地域自立支援協議会は、区における相談支援事業をはじめ、障がい者福祉に関する体制づくりに関する中核的な協議の場として、障がいのある人の地域における自立した生活の支援や、障がい者を取り巻く地域課題の集約、地域の障がい福祉サービス事業所等のネットワークづくり等を進めています。

地域自立支援協議会開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
5 回	8 団体

【3. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員】

区内の障がいの当事者やその家族に、身体障がい者相談員（4 名）、知的障がい者相談員（1 名）を委嘱し、身近な相談相手として寄り添いながら支援につなげていくほか、障がいのある人に関する理解の普及啓発を行っています。

【4. 保健福祉センターでの相談支援】

精神保健福祉相談として、精神保健福祉相談員や保健師による相談、専門医による相談を行い、統合失調症で治療中の人の教室やその家族を対象とした教室等を開催していきます。

また、必要に応じて大阪市こころの健康センターと連携していきます。

難病患者やその家族が抱える日常生活上の悩みについても、保健師等による個別の相談を随時行っていきます。

(4) 子育ての相談支援体制の充実と連携強化

現状と課題

全国的に少子高齢化が課題となる中、福島区では、マンション建設の増加により子ども（15歳未満）の人口が、2015（平成27）年の8,470人から2024（令和6）年には9,614人と約10年間に1,000人以上増加し、また2000（平成12）年と比べても1.46倍となっています。一方、核家族化が進んでいることで、親や兄弟、親戚といった近い存在からの支援が受けにくくなっており、育児に不安やストレスを感じ、特に初めての子育てを経験する家庭では、何をどうすればいいのかわからずに悩むことが多くなっています。区の人口千人あたりに対する出生率も2021（令和3）年と2022（令和4）年で市内24区中1位、2023（令和5）年2位と常に高く、区内で子どもを生み育てようとする妊産婦への切れ目のない支援が重要となっています。

また、地域でのつながりが希薄化しており、地域の人々が子育て中の親子を見守り支えていたかつてのコミュニティ機能が弱まり、近所の人との交流やサポートを受ける機会も減少しています。このように、身近に相談できる相手がいないことから、育児に関する問題を一人で抱え込んでしまい、社会的に孤立化する危険があります。そのため、身近なところで、妊娠期から子育てのあらゆる場面で切れ目なく気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供していくことが非常に大切です。

こうしたことから、保健福祉センターでは、専門職による相談窓口を充実し妊娠期から子育て期までいつでも気軽に相談できる環境を整えるとともに、地域の子育て支援機関において、親子の交流や子育てイベントなどの活動が活発に行われるよう支援しており、こうした取組を広く周知し利用してもらい、区内の子育て支援機関が互いに連携を強化し支援することで、切れ目のない支援へつなげていく必要があります。

取組の方向性

子育てに悩む保護者が利用しやすいよう、身近に相談できる場や親子で交流できる場を充実させるとともに、学校、保健福祉センター、こども相談センター、地域、こども食堂などとの連携をさらに強化し、子育て家庭が孤立することなく地域全体で子育て世帯を支え、子どもたちが健やかに育つ取組を進めていきます。

主な取組

【1. 妊娠期からの切れ目のない相談支援】重点取組

保健福祉センターでは、「こども家庭センター」の機能を担う「子育て支援室」と「保健活動担当」が連携し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、切れ目のない一体的な相談支援を行っています。

その中で、すべての子育て世帯にとって安心して気軽に相談できる「大阪市版ネウボラ」の取組として、お住いの地区を担当する保健師を周知し顔の見える関係づくりと家族ぐるみの支援を行っていきます。

また、子どもの成長や発達に関しては、保健師や栄養士、保育士、心理相談員、家庭児童相談員などの専門職が相談を受け、必要に応じて医療機関やこども相談センター等へつなぐとともに保護者のニーズに合わせ、障がい児通所支援等のサービスの利用や福祉制度などの支援につなげていきます。

【2. 様々な交流・相談の場の提供】

妊娠中の方や親子が気軽に交流し相談できる場として、保健福祉センター、子ども・子育てプラザ、子育て支援センター、つどいの広場、地域団体が主催する子育てサロン等があり、それらが連携・協力しながら子育ての不安や悩みを抱える保護者を支援し、楽しく子育てできるよう、講座や子育てイベントを開催していきます。

つどいの広場

	箇所数	参加人数
2021（令和3）年度	5 か所	延 9,162 組
2022（令和4）年度	5 か所	延 9,313 組
2023（令和5）年度	5 か所	延 14,666 組

【3. 子育て支援連絡会】

保健福祉センター、子ども・子育てプラザ、社会福祉協議会が合同で、区内の子育て支援機関が一堂に集まる子育て支援連絡会を開催し、それぞれの活動報告や工夫していること、課題などについて、情報交換・情報共有を行いながら互いの連携を図っていきます。

福島区子育て支援連絡会開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
年 2 回	66 団体

【4. 養育力の向上】

子どもの特性を理解し子どもへの接し方を学ぶペアレントトレーニング講座を開催し、子育てがしやすくなるよう保護者の養育力向上を支援していきます。

また、ペアレントトレーニング講座の後に、ペアレントメンター養成講座を修了した保護者を、区のペアレントメンターとして登録し、子育てに悩む保護者に対して同じ親の目線で共感し寄り添いながら、自らの経験を活かした子育ての工夫などを紹介する活動を行っていきます。

ペアレントトレーニング連続講座（2023（令和 5）年度）

開催回数（6 回連続講座）	受講者数	ペアレントメンター登録者数
3クール	47 人	9 人

【5. 不登校支援】

不登校児童や支援が必要な児童について、区役所、学校、こども相談センター等の関係機関に加え、地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員やこども食堂を含む子どもの居場所等との連携を強化・拡大しながら、児童の見守りを行うとともに、児童とその家庭が孤立しないよう支援していきます。

また区役所は、不登校や不登校傾向にある児童に対し、安心して学校で過ごせるよう、校内の空き教室などにプライバシーを守るためのパーティションやくつろげるソファなどを整備するなど、学校と連携し登校に向けた支援に取り組んでいきます。

地域の子どもの居場所等（各年度 4 月 1 日現在）

2022（令和 4）年度	12 か所
2023（令和 5）年度	14 か所
2024（令和 6）年度	13 か所

【6. スクールカウンセラーの配置】

いじめ、不登校などの問題解決を図るため、身近な相談場所として、学校に公認心理師又は臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校の状況に合わせて配置し、子どもや保護者の悩みに対してカウンセリングや相談を行っています。

スクールカウンセラー（2024（令和 6）年度）

中学校	週 1 回 配置
小学校	週 1 回又は隔週 配置

【7. こどもサポートネット】

子どもとその家庭を総合的に支援する「こどもサポートネット」の仕組みにより、学校での気づきを通して課題を抱えた子どもや家庭を発見し、スクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員を中心に適切な支援につないでいきます。学校内での会議（スクリーニング会議Ⅰ）において全児童・生徒の課題等を共有し、その中で発見された支援が必要な子どもについては、保健福祉センターのこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（※ 1）やこどもサポート推進員（※ 2）、教職員、スクールカウンセラー等により合同会議（スクリーニン

グ会議Ⅱ）を実施し、支援方針の決定、教育分野や保健福祉分野への適切な支援につないでいきます。

また、この仕組みにより、大人に代わって家族の介護や世話などを担わざるを得ないヤングケアラーの早期発見にも努めます。

こどもサポートネット スクリーニング会議Ⅱ 開催回数

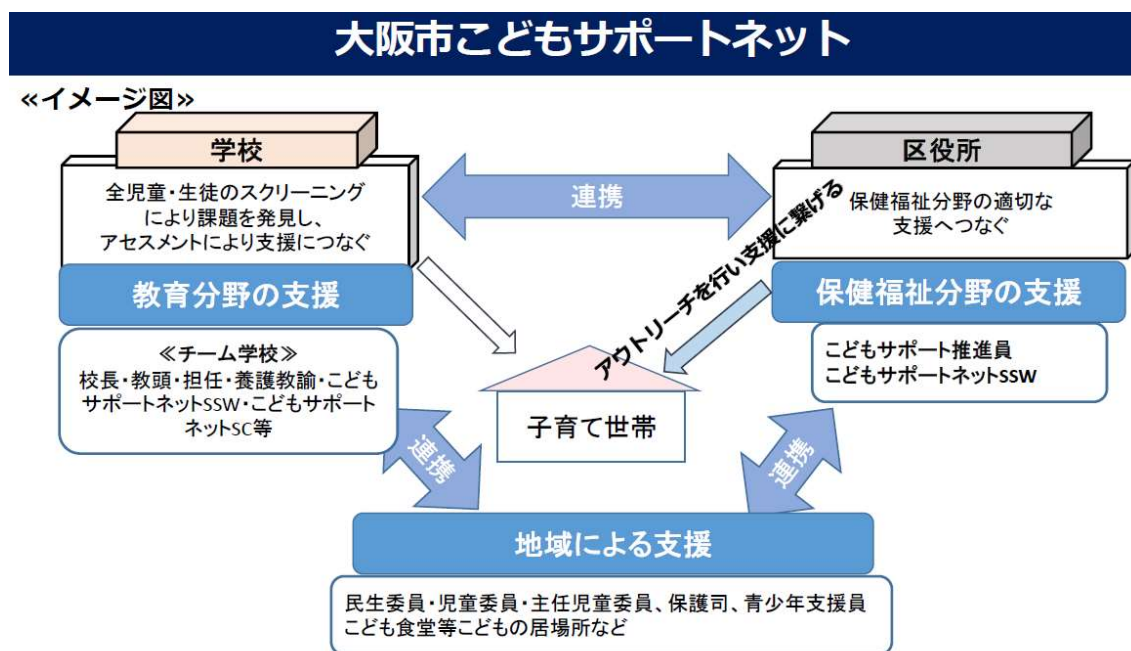
2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
46 回	41 回	48 回

スクールソーシャルワーカー及びこどもサポート推進員（2024（令和6）年度）

スクールソーシャルワーカー	2 名 配置
こどもサポート推進員	2 名 配置

（※1）「スクールソーシャルワーカー」とは、主に教育分野の支援とこどもサポート推進員のスーパーバイズを行います。

（※2）「こどもサポート推進員」とは、主に保健福祉分野での支援を行います。



出典：第13回こどもの貧困対策推進本部会議の資料より一部概要を削除

(5) 複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実

現状と課題

高齢者支援や障がい者支援、児童・子育て支援、生活保護の各分野ごとに相談支援体制を充実してきました。一方で、福島区では単身世帯・ひとり親世帯、セキュリティが高いマンションや少人数世帯が増加し、町会加入率が低下するなどにより地域社会とのつながりの希薄化が進むことによる社会的孤立のリスク拡大、さらには、貧困の世代間連鎖といった問題など、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、8050問題（※1）やダブルケア（※2）など、複合的な課題を抱えている、あるいは、制度の狭間にある課題を持つ個人や世帯（以下「複合的な課題を抱えた世帯」という。）では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

そうした中、保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）を開催し、複合的な課題を抱えた世帯の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするなど、総合的な相談支援体制の充実に取り組んできました。

近年、生活困窮者等の自立支援を行う「生活あんしん相談窓口」では、相談者が複合的な課題を抱えていることが多く、また、自らSOS(適切な支援を求める等)を発信することが困難であったり支援を拒否する、または家庭状況、離職などから生活困窮に陥り「孤独・孤立」状態にあるなどの人・世帯への対応に苦慮していることから、支援に関しては更なる「つながる場」の活用や区役所並びに関係機関の顔の見える関係の構築、関係機関相互の理解と連携の強化、さらに職員や関係者のスキルアップが一層重要となっています。

また、介護保険サービスや自立支援サービスなど制度の狭間にある高齢者や障がい者の日常生活の支援を行う、区独自の「福島お助けネットワーク」事業においては、利用者の満足度は高いものの、利用者・サポーターからの事務改善の要望や利用者数の低迷などが課題となっています。

（※1）「8050（はちまる・ごうまる）問題」とは、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

（※2）「ダブルケア」とは、介護と子育てが同時に行われている状態をいう。

取組の方向性

複合的な課題を抱えた世帯を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、「つながる場」等を適宜開催し、関係機関相互の理解・知識を深め連携強化を進めるとともに、相談者の属性・世帯・相談内容に関わらず、相談者を受け止め困りごとに気付けるよう、職員や関係者

のスキルアップに取り組み、相談支援体制の充実を図っていきます。特に、自分が生活困窮の状態にあることに気付いていないなど、未だ支援につながっていない生活困窮者が「孤独・孤立」状態へ進むことを未然に防ぐことが重要であることから、積極的に生活困窮者の情報を把握し、生活困窮者自立支援制度の周知を徹底する取組を強化していきます。

さらに、「孤独・孤立」状態になり、課題を一人で抱え込むことを防ぐための支援を進めていきます。

主な取組

【1. 総合的な支援調整の場（つながる場）】

複合的な課題を抱えた世帯に対し、保健福祉センターが調整役となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会して「つながる場」を開催し、専門的な知識を持つ「スーパーバイザー」の助言を活用しながら、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にし、適切な支援につなげていきます。

つながる場

	開催回数 (取扱件数)	支援終結件数	継続件数
2021（令和3）年度	2回（2件）	0件	2件
2022（令和4）年度	2回（2件）	0件	2件
2023（令和5）年度	3回（3件）	2件	1件

【2. 生活あんしん相談窓口】

生活あんしん相談窓口を保健福祉センターに設置し、生活困窮者等が抱えるさまざまな課題を広く受け止め、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援など課題解決に必要な支援を提供するとともに、個々の状況に応じて、適切な支援につなぎ早期自立を支援していきます。

また、見守り相談室などの関係機関と緊密な連携により、本人からの相談を待つことなく把握した生活困窮課題について、早期かつ確実に必要な支援につなぎ、生活困窮者の抱える課題の複雑化・深刻化を防ぎます。

生活あんしん相談窓口相談件数

2021（令和3）年度	313件
2022（令和4）年度	624件
2023（令和5）年度	417件

【3. 支援会議】

生活困窮者自立支援法に規定する支援会議を開催し、生活困窮者や、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるような人・世帯の情報共有と世帯全体の課題等を把握し、早期・確実に自立支援につなげていきます。

支援会議開催数

2021（令和3）年度	5回
2022（令和4）年度	3回
2023（令和5）年度	4回

【4. 職員研修や関係職員のスキルアップ】重点取組

「社会的つながりが希薄な世帯」の支援に向けた感度向上研修や、福祉の個別テーマ研修、「複合的な課題等を抱えた世帯」への対応研修等、区役所職員をはじめ関係機関や地域支援者も参加する研修を実施していきます。

また、研修等により日頃から「顔の見える関係」を築くことで、関係機関間の連携強化を図っていきます。

【5. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

見守り相談室では、地域と連携し自ら相談できない人や地域から孤立していたり、必要な支援を受けていない、または複合的な課題を抱えていたりする世帯等の早期発見に努めていきます。

また、見守り相談室に配置しているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が発見した課題のある世帯等へ働きかけ（アウトリーチ）を行い、専門的なノウハウをもって関係機関と連携し支援につなげていきます。

【6. 福島お助けネットワーク】重点取組

高齢者や障がい者の地域での生活を支援するため、電球の交換や家具の移動など、介護保険サービスや自立支援サービスの対象にならない日常生活に必要な軽微な家事等を、地域住民が有償ボランティア（サポーター）として支援します。定期的に利用者やサポーターのニーズ調査等を実施することで事務改善を行い、利便性の向上を図ります。また、小さな困りごとを抱え、周囲からの助けを受けにくい人が「孤独・孤立」状態にならないよう、対象者を拡大します。

福島お助けネットワーク

	利用登録者数	サポーター数	活動件数
2021（令和3）年度	466 人	92 人	750 件
2022（令和4）年度	227 人	99 人	948 件
2023（令和5）年度	300 人	62 人	882 件

(6) 虐待防止と権利擁護の取組

現状と課題

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）といった虐待は、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害であり、その防止及び早期発見・対応は、誰もが安心して暮らせるためのしくみとして不可欠です。特に自らの権利を主張しにくい立場にある、児童や障がい者、高齢者の虐待防止の取組として、啓発及び相談通報窓口の周知に努めてきました。現在も、虐待の通告・通報件数は多いところですが、虐待を受ける人は自ら SOS を発信できない、あるいは発信が難しい状況もあることから、これからも地域住民や関係機関、すべての人が虐待防止の意識をもち、虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することは非常に重要です。また、虐待事案に適切かつ迅速に対応するためには、警察や福祉・教育等の関係機関、医師会、行政機関などとの連携を密にすることが重要となっています。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、安心して生活が送れるよう、成年後見制度やあんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）などの支援を行っていますが、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、養護者がいなくなった時も引き続き住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、成年後見制度等の権利擁護の取組の周知と利用促進が一層重要になっています。

取組の方向性

虐待は重大な権利侵害であること、地域でのかかわりが虐待の未然防止・早期発見につながるなど虐待についての知識・理解の普及啓発や、相談・通報窓口の周知徹底に取り組むとともに、地域や関係機関とのネットワークを強化し連携を深め、虐待を早期発見し、適切な保護・支援につなげていきます。

また、成年後見制度やあんしんさぽーと事業など判断能力が十分でない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を広く周知し、権利擁護についての理解促進や利用促進に努めていきます。

主な取組

【1. 虐待防止に向けた地域・関係機関との連携強化】重点取組

医師会や警察、支援機関、行政機関等で構成する要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止連絡会議、障がい者虐待防止連絡会議等において、研修等による虐待防止に向けた知識向上や課題共有、広報活動などにより関係を構築していくとともに、地域や関係機関とのネットワークを強化し連携を深め、虐待の未然防止や早期発見に努めていきます。

【2. 児童虐待】

重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、相談や通告をもとに、こども相談センター等関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会が情報共有や役割分担をしながら、適切な支援を行っていきます。

虐待の未然防止やリスクの軽減を図るためには、虐待につながる潜在リスクのある児童や家庭の状況を早期に把握することが重要であり、児童虐待が疑われる場合には速やかに相談機関やホットライン等に相談・通告するよう、住民に協力を働きかけていきます。

児童虐待

	相談受理件数
2022（令和4）年度	23 件
2023（令和5）年度	42 件

【3. 高齢者虐待・障がい者虐待】

高齢者虐待については、保健福祉センター、地域包括支援センター及び総合相談窓口（プランチ）が、障がい者虐待については保健福祉センター及び障がい者基幹相談支援センターが通報窓口となり、保健福祉センターがサービス利用調整会議等を開催して虐待の判断や支援方針を決定し、ヘルパーや訪問看護などのサービス受給につなげるなど迅速かつ適切な対応を図るとともに、養護者自身が抱える課題への支援を行っていきます。

高齢者虐待

	相談通報件数
2021（令和3）年度	19 件
2022（令和4）年度	19 件
2023（令和5）年度	10 件

障がい者虐待

	相談通報件数
2021（令和3）年度	14 件
2022（令和4）年度	10 件
2023（令和5）年度	10 件

【4. ドメスティック・バイオレンス（DV）】

ドメスティック・バイオレンス（DV）相談については、各機関や団体が行っている支援の情報提供、被害者の一時保護、住民基本台帳の支援措置（加害者による閲覧や交付の制限等）を

行うなど、大阪市配偶者暴力相談支援センターや警察その他関係機関と連携しながら、被害者の支援を行っていきます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

	相談件数
2021（令和3）年度	66 件
2022（令和4）年度	29 件
2023（令和5）年度	35 件

【5. 成年後見制度】

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する制度で、本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守るもので、大阪市成年後見支援センターが中核機関として様々な相談を受けつけます。

身近な相談窓口として地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターは、家族や親族などから成年後見制度に関する相談を受けつけ、申立て等の支援を行っていきます。

また、保健福祉センターは、虐待や身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない人について、親族等に代って大阪市長が家庭裁判所に申立てを行うとともに、申し立てに必要な費用の一部または全部を負担するほか、後見人等の報酬の支払いが困難な人に対して助成を行っていきます。

さらに、制度を広く周知し利用促進を図るとともに、関係機関と連携し権利擁護支援についての理解促進に努めていきます。

【6. あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約により区社会福祉協議会が福祉サービス等の利用や日常的な金銭管理を支援していきます。

あんしんさぼーと事業

	年度末利用者数	委任契約締結件数	委任契約終了件数
2021（令和3）年度	21 人	3 件	9 件
2022（令和4）年度	32 人	18 件	7 件
2023（令和5）年度	38 人	10 件	4 件

(7) 「健康寿命の延伸」をめざした取組の推進

現状と課題

福島区では平均寿命が伸びる中、健康寿命（※1）は、2015（平成27）年と2021（令和3）年と比べると、男性は79.4歳から79.6歳へ、女性は83.4歳から84.6歳といずれも長くなっていますが、いつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、令和6年3月に策定した、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」の計画で掲げているとおり、今後も「健康寿命の延伸」の取組を進める必要があります。

大阪市民の死亡原因としては、1位の悪性新生物（がん）、2位の心疾患、5位の脳血管疾患は生活習慣病であり、これら3つの疾患を合わせた死亡割合は全体の5割弱を占めています。

死亡原因の1位である悪性新生物（がん）は、早期に発見すれば9割以上が治ると言われており、早期発見のためには定期的ながん検診を受診することが必要です。しかしながら、福島区での2022（令和4）年度の大阪市が実施したがん検診への受診率（※2）は、胃がん1.2%、大腸がん3.9%、肺がん2.6%、子宮頸がん10.7%、乳がん8.2%となっており、受診勧奨の取組が重要となっています。

また、生活習慣病である心疾患や脳血管疾患についても、定期的に特定健康診査を受診し、異常を指摘された時は医療機関を受診することで、発症予防・重症化予防につながりますが、大阪市が実施する特定健康診査の受診率についても、2023（令和5）年度（速報値 2024（令和6）年9月27日現在）は25.9%となっており、受診勧奨の取組に力を入れていく必要があります。

（※1）「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、平均寿命または寿命から要介護度2以上の期間を引いた期間

（※2）がん検診受診率とは、受診対象年齢である区住民のうち大阪市が実施するがん検診を受けた割合を示しており、職場でのがん検診や任意の人間ドック等は含みません。

取組の方向性

医師会や地域と連携し、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組むとともに、生活習慣の改善に関する健康相談や健康講座等を開催し周知啓発を行うなど、健康寿命を延ばすための取組を行っていきます。

主な取組

【１．地域と連携した受診勧奨】

特定健康診査やがん検診について、医師会に働きかけ、診療所等内でのポスターの掲出や、医師から来院者等へ受診勧奨を行っていただくとともに、地域振興町会の掲示板等での周知、広報誌を活用した検診情報の提供等により、区民に対する受診勧奨を行い、受診率の向上につなげていきます。

【２．生活習慣の改善に向けた健康講座等】

保健福祉センターは、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・睡眠」、「アルコール」「たばこ」等に関する健康講座の開催や健康相談を実施するほか、「健康寿命を延ばそう」などの出前講座を行うなど、区民の生活習慣の改善に向けた取組を実施していきます。

健康講座

	実施回数	参加人数
2021（令和3）年度	94 回	1,160 人
2022（令和4）年度	136 回	2,824 人
2023（令和5）年度	172 回	3,828 人

(8) 情報提供と発信の充実

現状と課題

高齢者支援や障がい者支援、子育て支援等の各分野では多様化するニーズに対応するため、相談体制の整備や多様な福祉サービスの提供に努めてきましたが、「どこに相談したらいいかわからない」「相談窓口や制度を知らない」「制度がわかりにくい」などの声が多く、また、サービスを利用する人の満足度は高いにもかかわらず、利用者数が増えないなどの課題があります。すべての人が福祉制度・サービスの内容を理解し、気軽に相談でき、主体的に制度等を選び円滑に利用できるようにするためには、福祉制度・サービスについて、わかりやすい情報提供や認知度向上のための情報発信、また相談窓口の周知徹底等が非常に重要です。

また、スマートフォンなどによりインターネット等で情報収集することが苦手な人や日頃より SNS を活用する人など、近年、情報の取得方法は非常に多様化しており、高齢者や障がい者、子育て層、外国人住民等、様々なターゲットに応じて発信方法を工夫していく必要があります。

とりわけ、福島区では、年々増加している外国人住民への対応も求められています。

取組の方向性

制度・サービスについて、誰もが理解しやすいようやさしい日本語など工夫を凝らして情報提供していきます。また、広く相談窓口や制度・サービスを知ってもらうため、高齢者や障がい者、子育て層、外国人住民等それぞれのニーズに応じて、広報誌やホームページ、SNS など様々な手法を検討し工夫して情報発信を行っていきます。

主な取組

【1. 区民への広い情報発信】

広報「ふくしま」を手にとって読んでもらえるよう、カラーA4版冊子で区内に全戸配布し、制度やサービスについて視覚的にわかりやすいよう工夫して発信していきます。また、ホームページや、Facebook、X、InstagramなどのSNSを活用し、子育て層などがインターネットで気軽に情報を取得できるよう工夫していきます。

また、区民まつりなど区民が集まるイベント等を活用し、相談支援機関などが相談支援窓口等の情報発信を行っていきます。

【2. 住民、福祉サービスの受け手の視線にたった情報提供】

子育て層に向けては、「福島区子育て応援マップ」を毎年作成・配布するとともに、ホームページでも閲覧できるようにするなど、いつでも気軽に子育て情報が取得でき施設等が利用しやすいように取り組んでいます。

高齢者など介護に関する情報については、地域包括支援センターやケアマネジャー等が「福島区シニアのための暮らしのお役立ち情報ガイド」を活用し、情報が必要な人に直接発信するなど効果的な情報提供に努めます。

ほかにも、やさしい日本語によるチラシやホームページの作成、窓口でのタブレットによる外国語や手話通訳、携帯型の多言語翻訳端末の活用など、様々な人にわかりやすく情報提供できるよう取り組んでいます。

また、出前講座として、区内の団体・グループからの申し込みを受け、日常の暮らしにおける身近な問題や健康づくり、高齢者や障がい者に対する制度、防災、救命救急などについて、希望する場所に区役所・消防署の職員が出向き、わかりやすい説明を行います。

【基本目標 2】住民同士がお互いに気をかけ、つながり、支え合うことができる地域づくり

(1) 地域でのつながりづくりと住民の参加促進

現状と課題

福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会が主体となって、さまざまな地域活動とともに、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操、さらには高齢者や障がいのある人の日常的な見守り等の地域福祉活動が展開されているほか、多様な主体により、地域における居場所づくりとしてコミュニティサロン活動などが行われています。こうした活動は、「地域でのつながりづくり」としてとても大切な取組となっています。

しかし一方では、セキュリティが高いマンションが増え、居住者同士やマンションと周辺地域との関わりが薄くなっていたり、新たに転入してきた住民など町会へ加入する人が減少し、町会加入率が 39.8%（2023（令和 5）年 4 月 1 日時点）と低くなっており、近所付き合いが希薄化しています。また、「令和 4 年度大阪市における地域福祉にかかる実態調査」（以下「地域福祉実態調査」という。）では、福島区民の 58.5%が「生活している中で地域とのつながりを感じていない・あまり感じていない」と回答しているなど「地域でのつながり」の希薄化が進行し、孤立化・孤独化につながっていると考えられます。

そのため、若い世代やマンションの住民等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代や属性の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題としてとらえ、地域全体で取り組む意識づくりが重要です。また、「地域でのつながりづくり」を支える様々な地域福祉活動への支援や参加促進、多様な主体との連携・協働などを推進していく必要があります。

取組の方向性

地域での支え合い・助け合いの意識づくりや、地域団体等多様な主体が実施する住民同士の交流の場などの様々な地域福祉活動、広報等について支援を行うとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけづくりなどの参加促進に取り組むことで、「地域のつながりづくり」を推進し、住民の孤立化防止や地域福祉活動の新たな担い手の発掘につなげます。

主な取組

【1. 高齢者食事サービス、子育てサロン等地域における福祉活動】

連合振興町会、女性会、民生委員児童委員協議会等の地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会が主体となり、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操や、高齢者や障がいのある人の日常的な見守り活動など、様々な地域福祉活動が行われており、これらの地域福祉活動を支援するとともに、理解促進と認知度向上に向けて広報などを進めています。

【2. コミュニティサロン活動】

NPO 法人やボランティアなど多様な主体により、子ども食堂や親子の交流、認知症カフェなど様々な属性や世代の住民が集い交流するサロンが運営されており、区社会福祉協議会は、これらの運営等の相談・支援や関係団体の情報共有及び連携のためのコミュニティサロン連絡会の開催、広報などの取組により地域福祉活動を支援していきます。

福島区コミュニティサロン連絡会（2023（令和5）年度）

全体会議	こどもの居場所活動部門
4 回	3 回

【3. 住民主体の介護予防をはじめとした取組への支援】

住民が身近な場所で定期的に「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」を実施できるよう、体操に必要なおもりの貸出など活動グループを支援し、健康づくりや介護予防を通じた地域のつながりづくりを推進していきます。

【4. みんなの相談室】

各地域の「みんなの相談室」に配置している地域福祉コーディネーターが住民の地域福祉活動への参加などの相談を受け地域福祉活動につなぐほか、地域が行う高齢者や障がいのある人の日常的な見守り活動を支援していきます。

【5. 福島お助けネットワーク】

「福島お助けネットワーク」において、地域住民による有償ボランティア（サポーター）が高齢者などに対し福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を援助することで、地域福祉活動へ参加するきっかけをつくります。

福島お助けネットワーク

	サポーター新規登録 者数	サポーター数	活動件数
2021（令和3）年度	5 人	92 人	750 件
2022（令和4）年度	8 人	99 人	948 件
2023（令和5）年度	9 人	62 人	882 件

【6. 町会への加入促進に向けた取組】

地域コミュニティの維持・活性化のため、つながりの中で安全・安心に暮らせることを知ってもらい、地域活動や地域福祉活動に参加する住民が増えるよう、町会への加入促進に向けたきっかけづくりとして、マンションで実施する防災の出前講座における共助の大切さの啓発や各地域のイベントでの町会加入促進のチラシやパンフレットの配布などの取組を進めます。

(2) 地域における見守り活動の充実

現状と課題

地域における見守り活動は、手助けを必要としている人や気がかりな人を対象に、住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支え合って暮らし続けることができる地域づくりを進めるための取り組みです。福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などが要援護者のうち本人同意が得られた人の名簿をもとに、日常的な見守り活動を行っています。

近年、ひとり暮らしの高齢者の増加やつながりの希薄化を背景に、いわゆる「孤立死」に代表されるような社会的孤立が課題となっており、高齢者実態調査においても、「孤立死を身近に感じる・やや身近に感じる」と回答した福島区のひとり暮らしの高齢者は、同居者のいる高齢者の22.6%を大きく超え、54.3%となっています。ひとり暮らしの高齢者をはじめとする要援護者が孤立しないよう、要援護者を把握し、住民主体の見守り活動の充実に取り組む必要があります。

また、これまで地域活動を支えてきた人の減少や高齢化、固定化による負担も問題となっており、地域の見守り活動に参加しやすい工夫を行っていくなどの支援が必要です。

取組の方向性

行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、「要援護者名簿」を作成して地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるためのネットワークを強化するとともに、地域における見守りや助け合いの活動を支援します。

また、ライフライン事業者等とのマルチパートナーシップにより、支援を必要としている人の早期発見に努めます。

主な取組

【1. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

区社会福祉協議会に設置した「見守り相談室」は、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守り活動につなげるなどの地域の福祉活動を支援していきます。

また、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が地域福祉コーディネーター等と連携し自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を早期に発見し、本人に寄り添いながら、まずは困りごとを聞きねばり強くコミュニケーションをとり関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、他の関係機関と連携し支援や地域の見守り等につなげていきます。

さらに、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取組として、早期に身元を特定するための「見守りシール」等の配布や位置情報検索機器（GPS）の貸与などを行っています。

見守り相談室（2023（令和 5）年度）

要援護者名簿（実人数）	孤立世帯への専門対応	認知症高齢者の発見協力者
2,114 人	226 人	186 人・団体

【2. みんなの相談室】**重点取組**

各地域のコミュニティセンター・福祉センターに設置する「みんなの相談室」の地域福祉コーディネーターが、福祉課題を抱えた方やその家族、地域で見守り活動を行っている人等からの相談に対応し、内容に応じて制度やサービスなどに関する情報提供や関係機関・団体等につなげていきます。

みんなの相談室活動状況

	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度
活動件数	6,791 件	7,241 件

【3. ライフライン事業者等との連携・協働】

電気、ガス、水道、新聞販売等のライフライン事業者と事業連携協定を締結しており、検針や配達等の個別訪問を行う中で異変等を察知した場合には、緊急を要する場合は警察（110 番）や消防（119 番）に、緊急を要しないと思われる場合は保健福祉センターに通報し、見守り相談室や、地区の民生委員・児童委員及び主任児童委員などの関係機関等と速やかに連携し、安否確認を行っていきます。

(3) 障がいのある人や認知症の人と共生する地域づくり

現状と課題

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、様々な特性や背景をもつ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。だれもが、自分らしく安心して暮らしていくためには、地域に関わるすべての人の力を合わせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活とともに楽しむ地域づくりが大切です。

福島区では、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にある中、障がい者等基礎調査において、障がいを理由に不快や不便さを感じたと回答した障がいのある人は35.5%となっており、障がいや障がいのある人に関する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。「障害者差別解消法」でも事業者による合理的配慮が義務化され、障がいのある人から活動などを制限しているバリアを取り除く何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

また、大阪市は市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声かけや、配慮を行う「あいサポート運動」に取り組んでおり、共生する地域づくりのため「あいサポート」の輪を広げていく必要があります。

また、居宅の認知症高齢者等（※）も増加している状況で、高齢者実態調査では、日常生活に不安を感じると答えた高齢者が53.2%で、そのうち自分自身や家族が認知症になることが不安であると回答した人は29.3%おり、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って安心して暮らすことができるよう、認知症の人やその家族、また地域の人の認知症と認知症の人に対する正しい知識と理解を深めることが大切です。

※「認知症高齢者等」とは、介護保険の要介護認定において「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人のこと。

取組の方向性

障がいや障がいのある人、認知症や認知症の人に関する正しい理解を深め、基本的人権を尊重し、障がいのある人や認知症の人が孤立することなく尊厳をもって社会参加し続けられる、だれもがお互いを認め配慮し、支え合う共生する地域づくりを進めていきます。

主な取組

【1. 障がいのある人と共生する地域づくり】

地域自立支援協議会やスポーツ推進委員協議会、区社会福祉協議会、当事者の会、支援施設など様々な団体は、互いに協力・協働し、障がい者スポーツの理解促進と交流を目的とした、「福

島区障がい児・者 スポーツ・レクリエーションひろば」やボッチャ体験会などを実施するほか、障がい者週間や区民まつり、ヒューマンシアターなどの区民が集まるイベント等の機会に物販ブースなどの出展を通し、障がいや障がいのある人への理解促進、啓発活動に取り組んでいきます。

また、保健福祉センターは、障がい者基幹相談支援センターや大阪市障がい者相談支援研修センターと連携し、「あいサポーター」や「あいサポート企業（団体）」になっていただくための「あいサポート研修」を実施する等「あいサポート運動」に取り組んでいきます。

【2. 認知症の人との共生する地域づくり】

地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員（専門職）と認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人と共生する地域づくりを支援しています。

認知症地域支援推進員（専門職）は、認知症の人やその家族も参加できる「認知症カフェ」の側面的支援や認知症の正しい知識の普及啓発活動を行っていくほか、認知症の人がいきいきと地域で暮らすための活動の支援などを行っていきます。

認知症地域支援コーディネーターは、区社会福祉協議会が実施する認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターのうち地域で活動を希望する、または活動している人を対象に、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識を習得したオレンジサポーターを養成する認知症サポーターステップアップ研修を実施するとともに、認知症のひとや家族とオレンジサポーターで構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」の地域福祉活動を支援します。また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー」として登録・周知し、地域における支援活動を促進していきます。

認知症カフェ（2024（令和6）年10月1日現在）

認知症カフェ	5 か所
--------	------

オレンジパートナー（2024（令和6）年10月1日現在）

オレンジパートナー	45 団体
-----------	-------

【3. 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の取組】 **重点取組**

見守り相談室は、家族等からの申請により事前登録された認知症高齢者等が行方不明となった時に、登録された特徴等の情報を保健福祉センターと協定を結んだ協力者に対しメールで配信し、早期発見・保護につなげていきます。

また、行方不明の認知症高齢者への対応を、実践を通して学びを深める「認知症 声かけ訓練」などを実施し、「ちーむオレンジサポーター」や「オレンジパートナー」、地域で活動されている人等が認知症や認知症の人への理解を深めていきます。

(4) 災害時等における要援護者への支援

現状と課題

近い将来発生すると予測される南海トラフ巨大地震が発生した場合、福島区では家屋の倒壊、火災、津波などの甚大な被害が想定されていますが、災害発生の際には限界があります。1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋や家具の下敷きになり救助された人の約98%（※）が「自助」「共助」で助けられており、専門の救助隊に助けられた「公助」は1.7%でした。まずは「自分と家族の命は自分（たち）で守る」という意識が重要です。

しかしながら、高齢者や障がい者などの要援護者の中には自ら避難することが難しかったり、避難所での生活において周りの人の手助けや特別な配慮が必要な場合があることから、地域での助け合い（共助）が大切であり、常日頃から、地域でのつながりや見守り活動、関係機関との連携は非常に重要となっています。

（※）約98%の内訳は、自力や家族に救助された「自助」が66.8%、友人や隣人、通行人に救助された「共助」は、30.7%でした。（(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より）

取組の方向性

災害時に備え、自主防災組織による、避難行動要支援者に対する実効性のある個別避難計画の作成や、地域住民がともに参加してお互いの存在を知り理解を深められる地域防災訓練の実施について、区役所や関係機関が連携・協力して進めるとともに、すべての住民が共助の必要性を理解し、地域とつながり、共に支え合い、助け合うための取組を推進していきます。

■個別避難計画

2021（令和3）年の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」ごとに避難支援を行う者・支援の方法・避難場所・避難経路等を定めた「個別避難計画」を作成することが努力義務化されました。

本市では、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成された「自主防災組織」で作成することとしており、優先度の高い要介護5以上や重度障がいなどの居宅生活者について、2026（令和8）年度末までに作成することを目標にしています。将来的には、見守り活動で使用している要援護者名簿掲載の人（約2200人）を対象に作成していきます。

主な取組

【１．要援護者の個別避難計画の作成】重点取組

災害が発生したときに、避難行動要支援者の生命・身体を守り避難を支援できるよう、区役所は自主防災組織が作成する「個別避難計画」について、協力して取組を進め全地域での作成をめざします。

個別避難計画（2024（令和6）年11月1日現在）

対象者数	677 人	作成数	459 人
------	-------	-----	-------

【２．地域防災訓練】

すべての住民が災害時の助け合い（共助）を理解し、避難行動要支援者が地域とつながり安全が確保できるよう、自主防災組織と区役所が協力し、個別避難計画を活用した救出・搬送や避難所への車いすでの避難誘導など、避難行動要支援者をサポートする工夫を凝らした地域防災訓練を実施していきます。

地域防災訓練（2024（令和5）年度）

開催地域	4 地域
------	------

【３．難病児者等への支援】

人工呼吸器を使用しているなどの医療的依存度の高い人（難病患者や小児慢性特定疾病児等）について、保健福祉センターの保健師が訪問し本人や家族、関係機関と話し合いながら「災害時個別支援計画」を作成するとともに、本人同意のもと地域との顔の見える関係づくりを行っています。

また、民間企業と締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定に基づき、発災時に借り受けたプラグインハイブリッド車を、事前登録をされた難病・小児慢性特定疾病患者等の人工呼吸器等のバッテリーへの充電を中心に活用していきます。（ただし、災害規模等により電源供給を確約するものではありません。）

災害時個別支援計画（2024（令和6）年11月1日現在）

対象者数	13 人	対象者への作成支援件数	11 人
------	------	-------------	------

【４．見守りネットワークの強化】

要援護者のうち本人同意が得られた人の名簿を地域団体や民生委員・児童委員に提供するなど、地域における要援護者の日常的な見守り活動のネットワークを強化するとともに、災害時の避難支援にもつながるような日頃からの顔が見える関係づくりに取り組んでいきます。

【５．防災備蓄物資の拡充】

要援護者を含むすべての住民が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、区役所独自で人工呼吸器をはじめとする医療機器等のためのポータブル電源、栄養補給や甘味による心理的ストレスの軽減が期待できる食料等の防災備蓄物資を区役所や災害時避難所（※１）、福祉避難所（※２）に配備しており、令和６年能登半島地震などの避難所運営等の教訓を活かし、必要な防災備蓄物資を精査・整備していきます。

防災備蓄物資（２０２４（令和６）年度配備）

ポータブル電源	２８台	ＬＥＤランタン	７０台
水電池	１,４００本	災害時用備蓄ようかん	８,８００本

（※１）災害時避難所とは、浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった市民が避難生活を送る施設で、区内の小中学校及び高等学校１３か所に開設します。

（※２）福祉避難所とは、災害時避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々を受け入れる施設で、区内の老人ホーム、老人保健施設、ケアホームなど１３か所に開設します。

(5) 地域を支える人材づくり

現状と課題

福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体やこれらの団体で構成する地域活動協議会、また企業やNPO、ボランティア等が、地域で様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

しかし近年、セキュリティが高いマンションや少人数・単身世帯が増加し、町会加入率も低下するなど、地域とのつながりが希薄化しており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域活動が制限されていたことも影響し、地域福祉活動を支えてきた人(以下「担い手」という。)は減少しています。さらに、担い手の高齢化や固定化による負担増から、継続が危ぶまれる活動も見受けられる状況です。

地域福祉実態調査では、「地域福祉活動に関心があるか」の問いに対し、福島区民の60%の人が「関心がある、ある程度関心がある」と答えている一方、「現在も参加している」と答えた人は4.3%と非常に低く、「地域福祉活動に参加しない理由」としては、「時間がないから」が一番多く、次いで「参加するきっかけがないから」と回答しており、地域福祉活動への参加を促進するためには、きっかけづくりが重要となっています。

取組の方向性

関係機関や様々な主体と連携し、誰もが、見守り活動や居場所づくりなどの地域福祉活動の「受け手」であり、また「担い手」であることを意識づけるとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけをつくるための各種研修会やイベント等の事業などに取り組み、地域福祉活動の担い手づくりを進めていきます。

主な取組

【1. ボランティア・市民活動センター】

区社会福祉協議会は、ボランティア・市民活動のすそ野を広げ、地域福祉を推進するため、「福島区ボランティア・市民活動センター」を設け、さまざまなボランティア・市民活動に対し相談・情報・活動支援・ネットワーキングなどのサポートを行っています。

ボランティアの需給調整に加えて、新たな担い手を発掘・育成するため、ボランティア養成講座の開催や、より広くボランティアについて知ってもらうためホームページ・SNS・ボランティア通信等を活用した情報発信、ボランティアの横のつながりを構築するためのボランティア・市民活動団体連絡会を実施していきます。

【2. 福島お助けネットワーク】

福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を地域住民が有償ボランティアとして援助する「福島お助けネットワーク」を実施し、有償ボランティア（サポーター）を募ることで、新たな福祉活動の担い手の発掘や地域福祉活動への参加を促進していきます。

福島お助けネットワーク

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
利用登録者数	466 人	227 人	300 人
サポーター数	92 人	99 人	62 人

【3. 知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）】

生活習慣病予防と介護予防を学び、自らの生活の中で実践するとともに、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発していく人材を育成するため、「知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）」を開催します。また、その修了者で構成する「福島区健康づくり推進協議会（すこやか会）」と連携し、健康講座などを開催するほか、「すこやか会」が取り組む介護予防・閉じこもり予防のための楽しく歩く「歩育」などの地域福祉活動を支援していきます。

【4. 健康講座 保健栄養コース】

食生活改善を中心とした健康づくりのリーダーを育成するため、「健康講座 保健栄養コース」を開催します。その修了者で構成する「福島区食生活改善推進員協議会（ふじの会）」と連携し、妊婦や男性、こども向けの食育教室、生活習慣病予防のための食育講座などを開催するほか、「ふじの会」の地域福祉活動を支援していきます。

【5. 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ研修】

区社会福祉協議会は、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する応援者「認知症サポーター」を養成します。また、地域包括支援センターは、認知症サポーターのうち、地域で活動を希望する、または活動している人を対象に、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識を習得したオレンジサポーターを養成する認知症サポーターステップアップ研修を実施し、研修受講者は、認知症の人やその家族と、オレンジサポーターで構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」が行う体操サークルや認知症カフェの支援などの地域福祉活動を後方支援していきます。

(6) 福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉活動を広げていくためには、社会全体で他者への理解や関心を高めることが重要ですが、近年、地域でのつながりが希薄化し、高齢者や障がいのある人など様々な人とふれあう機会が少なくなっている中、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、人間として成長し合えるよう、学校と地域社会が連携し福祉教育を進めていくことが特に重要になっています。福祉教育により、子どもたちの福祉に関する理解を深め、自分のことも周りの人も大切にすることを学び、福祉の心を育むことで、未来の担い手を育てることにもつながります。

また、地域での見守り、支え合いを進めるため、机上の教育だけでなく、地域の高齢者などとふれあう世代間交流や障がい当事者等との交流などによる体験を通し、思いやりの心や助け合いの心、協力することについての学びを深め、より福祉を身近に感じることが大切です。

取組の方向性

学校園や保育所等と区社会福祉協議会や地域、ボランティア等が連携して実施している福祉の理解促進や体験型学習などの福祉教育を支援するとともに、高齢者や障がいのある人への理解と交流を促進することで、お互いを認め助け合う大切さを学び育む取組を進めていきます。

主な取組

【1. 学校等における福祉教育】

小学校は、大阪市が作成した小学生向け福祉読本「ふだんのくらしをしあわせに」を活用した授業等を実施するほか、区社会福祉協議会は、地域支援担当職員（コミュニティーワーカー）が小中学校等でアイマスクや車椅子、高齢者の疑似体験や障がい当事者の講話等の様々な福祉教育プログラムをボランティアとも協働しながら実施していきます。

福島区社会福祉協議会の福祉教育プログラム（2023（令和5）年度）

小学校	中学校	幼稚園
10回	2回	1回

【2. 障がい者スポーツを通じた取組】

地域自立支援協議会やスポーツ推進委員協議会などが、健康展等のイベントにおいて開催する「障がい者スポーツ（ボッチャ）体験会」を支援し、障がい者スポーツの理解促進と交流を進めます。

また、国際親善女子車いすバスケットボール大会の開催に合わせて、小中学校で参加する外国チームとの交流や車いすバスケットボールの体験、試合観戦などを行う機会を設け、障がい者スポーツの理解促進を図ります。

5 地域福祉の推進に向けて

(1) 期待されるそれぞれの役割

① 期待される住民の役割

地域福祉を推進していくためには、住民はサービスの受け手としてだけでなく、積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。地域での支え合い、助け合いの関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝い等、自分がすぐにでも取り組めることから具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加し、地域社会の一員としての自覚と役割が育成され、地域活動や市民活動が展開されていくことが望まれます。

② 期待される地域団体・施設・学校・企業等の役割

地域では福祉活動の充実が図られてきており、各種団体の活動も活発に行われています。住民の身近な地域で活動する連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人等、多くの団体が地域で福祉活動に取り組んでいます。福祉課題が複雑化・多様化してきている今、より多くのグループ・団体等が設立され、活発な活動を継続することが期待されています。これらの団体等については、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

また、学校は福祉教育を通じて、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う考え方を学べる場所です。子どもたちが学んだことを活かし、自分ができる事を考えることで福祉の未来につながることを期待されます。

そのため、地区・校下社会福祉協議会や連合振興町会、女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会等、新しい活動者の発掘・養成を行い、地域や住民ニーズに対応した活動の開拓や、よりよい運営等を進め、専門機関・団体・施設等の支援組織や学校、区社会福祉協議会、区役所との一層の連携強化が図られていくことが望まれます。

③ 福島区役所の役割

福島区役所は、地域福祉の推進にあたり福祉の向上をめざして、福祉施策を効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

また、区役所内の保健福祉センターは、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉法における福祉事務所の機能と、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う地域保健法における市町村保健センターの機能を有しています。

さらに、保健福祉センターは、2024（令和6）年4月からは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行う、児童福祉法におけるこども家庭センターの機能が追加されています。

区役所の全庁的な体制のもと、各事業を実施するとともに、専門機関・団体・施設等の支援組織、福島区社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う関係団体や学校等と連携・協力を図りながら、本ビジョンを推進していきます。

さらに、住民の地域福祉活動への参画を促すため、福祉的な課題だけではなく、趣味・特技等の他、興味や関心の高いテーマに沿った各種研修や講座等の開催を支援することや、地域活動への参画方法、グループや団体の組織づくりのサポート等、参加機会の提供の充実に努めるとともに、区社会福祉協議会やまちづくり等を支援する中間支援組織を支援・連携して、各関係機関等とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や住民への積極的な情報発信や情報提供の充実に努めます。

④ 福島区社会福祉協議会の役割

福島区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、福島区役所と共に、地区・校下社会福祉協議会や連合振興町会、女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会等、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人やボランティア、福祉施設、学校等との連携をさらに深め、本ビジョンを推進していきます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアの育成や資質向上を図るほか、新たな地域福祉活動の担い手やNPO等の組織を支援するとともに、講座や事業等を実施します。

（２）地域福祉の推進体制

本ビジョンは、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、方向性を共有するためのものです。

福島区役所と福島区社会福祉協議会は、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、両者が福島区における地域福祉にかかる将来的な展望を共有し、相互に役割を分担しながら連携・協働して地域福祉を推進しています。しかし地域福祉の取組を進めるためには、両者が中心的な役割を果たしながらも、両者だけでなく、さまざまな活動に取り組む住民や地域活動協議会等の各種地域団体、ボランティア団体、NPO等の市民活動団体、学校、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターや医療機関等の関係団体が互いに協力・協働して進め、また、地域福祉を含めた新しい活動や活動者を発掘・養成することや、まちづくり等を支援する中間支援組織との連携を深め、福島区民の社会活動参画を推進していくことが大切です。また、取組の支援やサポートを通じて行政が地域福祉の推進を支え、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れたまちで安全に安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

(3) ビジョンの普及啓発

本ビジョンのわかりやすい概要版の作成や広報誌、ホームページ、SNSの活用等により周知を図るほか、区民まつりや地域での行事や会議等の機会をとらえて、積極的に周知を図ります。また、住民や福祉活動団体、相談支援機関、その他関係機関等が取組の方向性を共有し、地域福祉を推進できるよう、様々な機会をとらえてビジョンの説明を行うなど、今後も周知啓発の工夫に努めていきます。